最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

民事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十七日

最高裁判所

民事訴訟規則の一部を改正する規則

民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定・法第十条の二）

第六条の二　法第十条の二（管轄裁判所の特例）の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

附　則

この規則は、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○総務省令第百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号⑰中「五九GHz」を「五七GHz」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第七号、第十四条第一項の表九の項、第二十四条第十一項及び第十二項、第四十九条の十四第十二号並びに第四十九条の二十五の三第一項及び第三項中「五九GHz」を「五七GHz」に改める。

別表第一号注31⑮及び注34⑵並びに別表第三33中「59GHz」を「57GHz」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号第一項⑶注7中「五九GHz」を「五七GHz」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許（以下「免許等」という。）を受けている六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、平成三十三年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3　総務大臣は、この省令の施行の日から平成三十三年十二月三十一日までの間に限り、新設備規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧設備規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4　この省令の施行の際現に受けている六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、平成三十三年十二月三十一日までの間において、なお有効とする。

5　旧設備規則の条件に適合する六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成三十二年十二月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

告　示

○総務省告示第四百二十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫

第十二項の表中「五九GHz」を「五七GHz」に改める。

○総務省告示第四百二十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第二百十二号（構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫

第二項の表中

62.5GHz	59.0GHzから66.0GHzまで

を

61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで

に改める。

○総務省告示第四百二十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫

表十七の項中「59GHz」を「57GHz」に改める。

○総務省告示第四百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫

第2の第3表中

57—58.2	地球探査衛星（受動）	
J 189	宇宙研究（受動）	
	固定	電気通信業務用
	移動　J 204	公共業務用
		放送事業用
		一般業務用